

佐倉市保健センターの管理及び運営に関する規則（平成10年3月31日規則第23号）

改正後	改正前
<p>(使用の承認の申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により保健センターの使用の承認を受けようとする者は、<u>使用を予定する日の属する月の1月前から使用を予定する日の3日前までに</u>、保健センター使用承認申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用の承認の申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により保健センターの使用の承認を受けようとする者は、<u>使用予定日の1月前から3日前までに</u>、保健センター使用承認申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>